

大口町国民保護計画 の概要

(令和元年度改訂)

大口町国民保護協議会

国民保護とは

法令

- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下、国民保護法）

目的

- 外国からの武力攻撃や大規模テロ等から、国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小にする

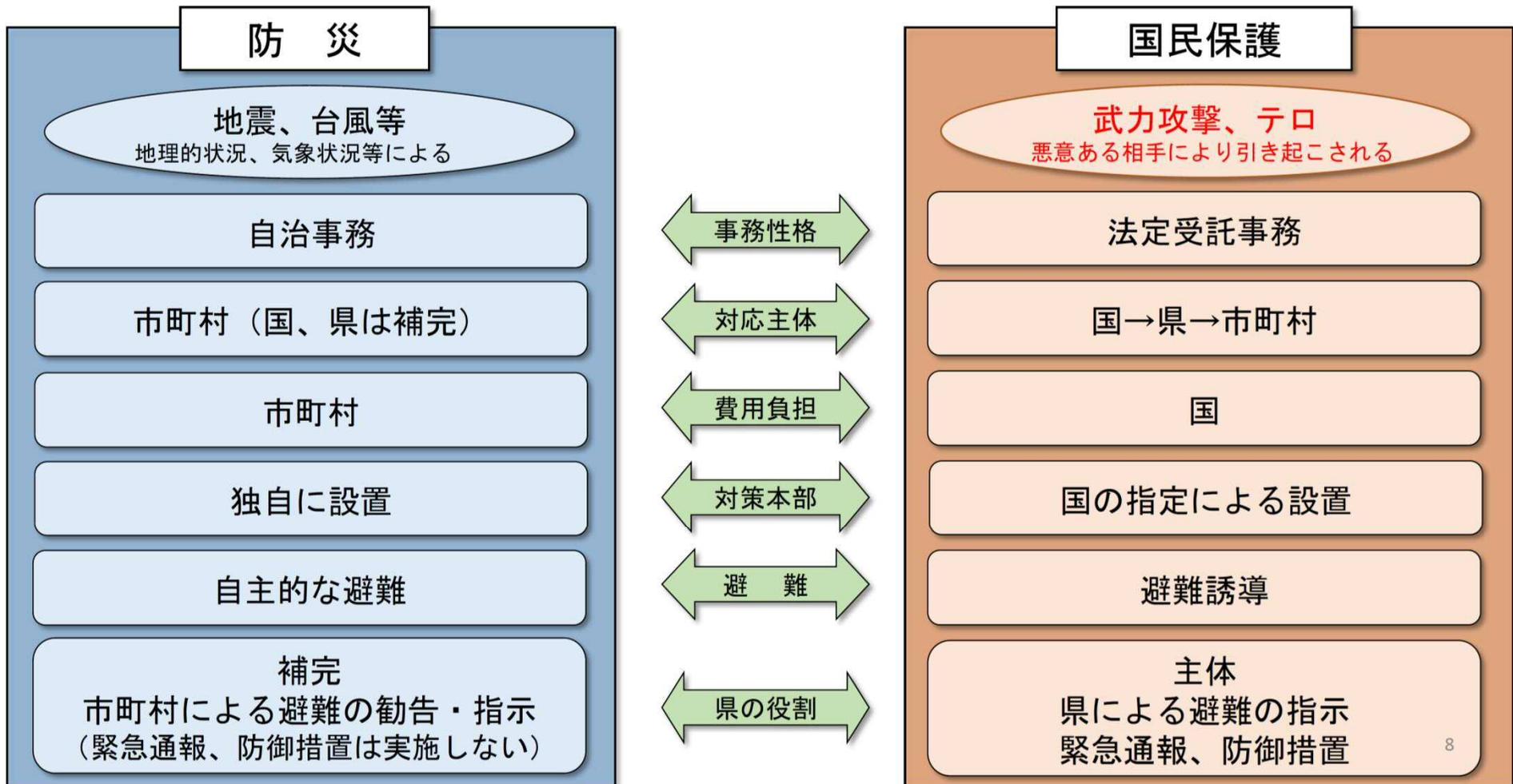
万が一、こうした事態が発生した場合に備え、
国の基本指針（国民の保護に関する基本指針）に基づいて、
大口町国民保護計画を策定

大口町国民保護計画の構成

大口町国民保護計画は、次の5編で構成される。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

防災と国民保護の違い



出典：地方における国民保護対策について（消防庁）

国民保護措置の対象となる事態

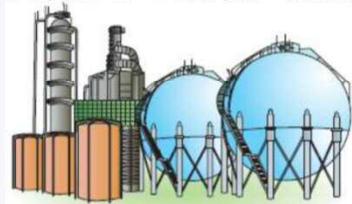
武力攻撃事態



緊急対処事態



①石油コンビナート施設等の爆破、原子力事業所等の破壊、危険物積船などへの攻撃



②大規模集客施設、ターミナル駅、列車の爆破



③NBC攻撃
N (Nuclear:核)
B (Biological:生物剤)
C (Chemical:化学剤)
を用いた兵器による攻撃



④航空機等による自爆テロ



町の事務

- ① 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- ② 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- ③ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ④ 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
- ⑤ 武力攻撃災害の復旧に関する措置（16条）